

令和3年5月7日

社会体育施設の利用者の皆様へ

木津川市教育委員会社会教育課

## 京都府緊急事態宣言延長に伴う施設の利用制限の延長について

京都府全域に発令されております緊急事態宣言に伴い、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月25日（日）から利用制限を実施しておりましたが、この度、宣言期間が延長されたため5月12日（水）以降も引き続き利用制限を延長いたします。

緊急事態措置により、施設について施設閉館や時間短縮をさせていただきます。

施設閉館や時短に伴う使用料の還付につきましては、随時受付させていただきます。

ご予約につきましては、原則として利用制限に係るご予約は承りません。なお、中央体育館及び市民スポーツセンターについては、6月1日（火）の利用分から、一定の制限を設けた上で、ご予約を承ります。その他、新たな方針は決定次第、追って周知・掲示をさせていただきます。

ご利用者様には度重なる利用制限の変更となり、ご不便・お手数をおかけし、大変申し訳ございません。施設のご利用者様が安心安全に施設をご利用していただくために、より一層感染拡大防止対策を実施していく必要がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

※感染防止対策に従っていただけない場合は、利用許可を取り消す場合がありますのでご了承ください。

### 記

#### 1. 当日参加者の連絡先や体調の確認

利用者の代表者の方は、利用当日の参加者の連絡先や体調確認を必ず行ってください。

利用者の中に発熱、咳、倦怠感など風邪の症状がある場合は、施設の利用を控えてください。

#### 2. 施設利用前の留意事項

利用者は、手洗いや手指の除菌を必ず行い、全員必ずマスクを着用してください。

※運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断でお願いします。

#### 3. 施設利用中の留意事項

- ・利用中は、常時換気若しくは1時間に2回以上の換気を行ってください。
- ・利用中に大きな声で会話、応援等をしないでください。
- ・運動・スポーツの種類に関わらず、感染予防の観点から、接触・密接するようなことはおこなわず、周囲の人となるべく距離（2m以上が適当）を空けてください。
- ・マスクをしない場合は、特に十分な距離を空けるよう留意をする必要があります。

※但し、中央運動団体等が作成したガイドライン等により十分に感染症対策を実施する場合は、接触を伴う活動を認めます。その場合においてもなるべく接触をさけてください。

#### 4. 施設利用後の留意事項

屋内施設において利用後は、消毒薬にて使用備品等の消毒をしてください。消毒薬は施設側で用意します。

#### 5. 感染防止策チェックリストについて

別紙「感染防止策チェックリスト」の項目を確認し、遵守してください。

#### 6. 市外交流試合の禁止について

緊急事態宣言の発令中は、社会体育施設で市外チームと交流試合等を実施することを禁止します。